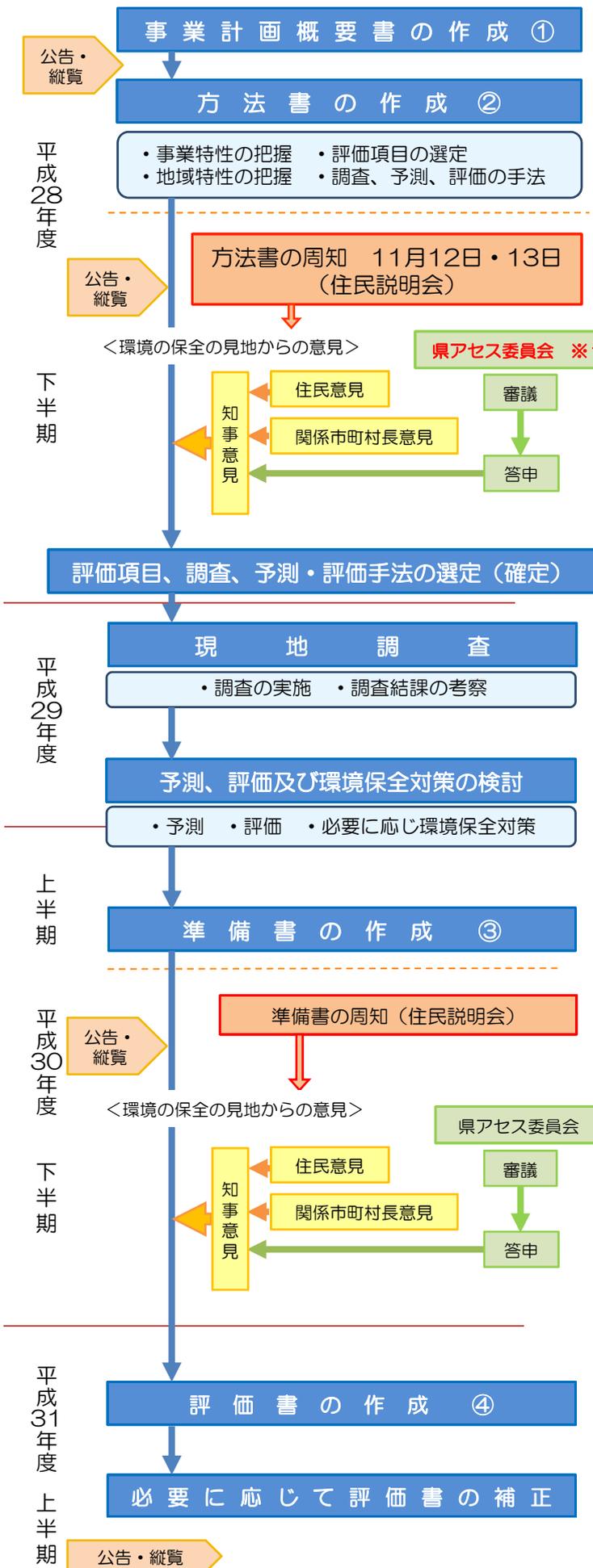


【環境影響評価の流れ】



① 事業計画概要書

- 対象事業の環境影響評価手続が行われることを関係行政機関が予め把握し、以後の手続きへの移行の円滑化を図るもの。

② 方法書（環境影響評価方法書）

- 方法書は、環境影響評価（調査・予測・評価）の方法について、行政機関等からの意見を収集し、適切かつ円滑に環境影響評価を行うため提出するもの。

※1 千葉県環境影響評価委員会とは

気象、大気、水質・水底の底質、水文環境、騒音・振動、悪臭、地形・地盤・土壌、植物、鳥類、生態系、景観、人と自然の触れ合い、廃棄物、公衆衛生、都市計画、環境法・政策の16分野、17名の学識経験を有する者で構成され、環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し、知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申する機関。

③ 準備書（環境影響評価準備書）

- 準備書は、環境影響評価（調査・予測・評価）の結果について行政機関等からの意見を聴く準備のために提出するもの。
- 事業者は準備書の内容について説明会を開催します。

④ 評価書（環境影響評価書）

- 評価書は、知事意見を尊重して準備書の記載内容に検討を加え、必要に応じて準備書の記載内容を修正し、実施した環境影響評価の最終的な結果を周知するために提出するものです。